

「建設リサイクル推進計画 2014」の策定と主な施策の取組状況について

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室

1. はじめに

限られた資源の中、わが国が持続可能な発展を継続していくためには、廃棄物等を循環資源として有効に利用する循環型社会を形成していくことが必要である。

そのためには、各分野において3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を充実させていくことが重要であるが、なかでも建設産業は廃棄物の排出量と最終処分量がともに産業全体の約2割を占めていることから、先導的な役割を果たすことが求められている。

国土交通省ではこれまで、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の制定を踏まえて、建設リサイクル推進計画を策定するなど建設リサイクルを推進するための環境整備に取り組んできた。

その結果、平成24年度には建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は96%まで向上しており、各種施策を展開してきた成果が着実に出ているものと捉えている。

しかしながら、一部の品目については再資源化・縮減率が十分向上したとは言い難いとともに、これまで減少傾向にあった排出量は平成20年度と比べて増加しているなど、いくつかの課題も

見受けられるところである。

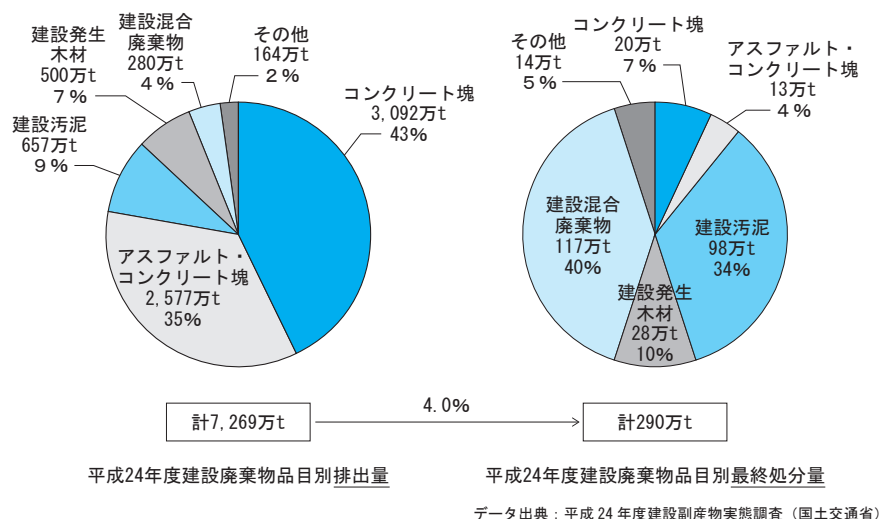
さらには、社会資本・建築物の更新時代の到来や2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事の本格化など、今後の多様な社会状況の変化を踏まえると、従来とは異なった建設リサイクルの取組も必要となり得るところである。

2. 建設副産物のリサイクル状況

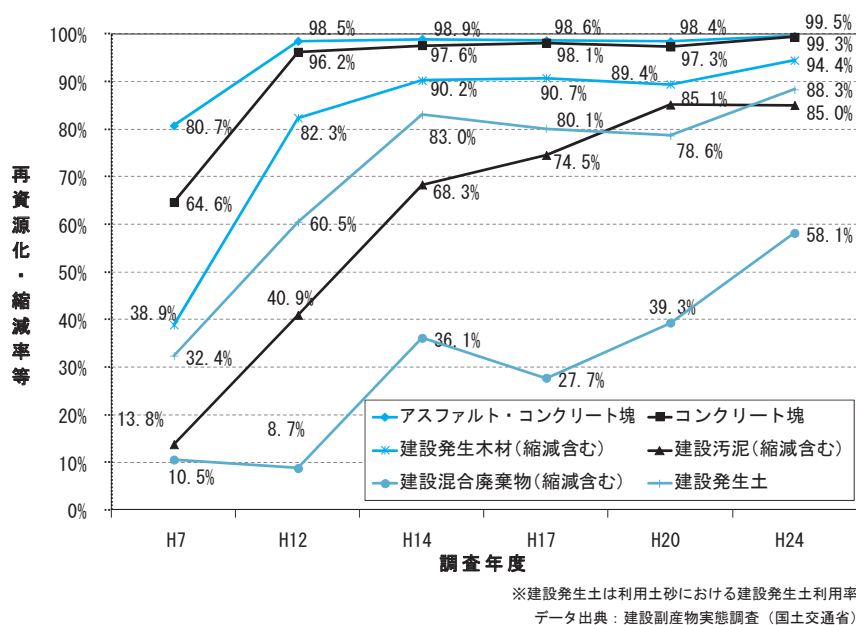
図一1は建設廃棄物の排出量と最終処分量の品目別内訳を、平成24年度建設副産物実態調査¹⁾の結果を用いて示したものである（建設発生土は廃棄物に該当しないため、本図には含まれない）。排出量の合計は計7,269万tであるが、従来からの傾向と同様に、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊の二品目で約8割を占めており、以下、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物と続いている。

このうち最終処分量は計290万tであり、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は96%まで向上している。また、建設混合廃棄物と建設汚泥の二品目で最終処分量全体の約4分の3を占めている。

図一2は建設副産物の品目別再資源化率等の経年推移を示したものである。排出量が多いコンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊については、その他の品目に先立って再資源化や再生



図一 建設廃棄物の品目別排出量及び最終処分量



図二 建設副産物の品目別再資源化率の経年推移

品の利用が促進されており、建設リサイクル法が制定された平成12年度以降、95%以上の再資源化率を維持している。

一方で、建設発生木材、建設汚泥及び建設混合廃棄物の再資源化・縮減率や、利用土砂における建設発生土の有効利用率も徐々に改善が図られてきているが、未だ向上の余地がある状況であり、一層の取組が必要であると考えられる。

3. 国土交通省における建設リサイクル推進計画の策定経緯

建設リサイクル推進計画は建設副産物のリサイクル推進に向けた基本的な考え方や目標、具体的施策を取りまとめた国土交通省の行動計画であり、平成9年以来、三次にわたり計画を策定してきた（建設リサイクル推進計画'97, 2002, 2008）²⁾。今回策定した「建設リサイクル推進計画2014」³⁾は第四次計画にあたり、計画期間は平成26年度から

表一 1 社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会 委員名簿

委員長	嘉門 雅史	京都大学名誉教授
委員	石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
	出野 政雄	(公社) 全国解体工事業団体連合会 専務理事
	大塚 直	早稲田大学法学部教授
	織 朱實	関東学院大学法学部教授
	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
	佐藤 泉	弁護士
	杉山 涼子	常葉大学社会環境学部教授
	富田 育男	(一社) 日本建材・住宅設備産業協会 専務理事
	中村 新	(一社) 全国建設業協会 環境専門委員会副委員長
	古市 徹	北海道大学大学院工学研究院特任教授
	細田 衛士	慶應義塾大学経済学部教授
	三本 守	(公社) 全国産業廃棄物連合会 理事・建設廃棄物部会長
	村上 泰司	(一社) 住宅生産団体連合会 産業廃棄物分科会委員
	野城 智也	東京大学生産技術研究所教授
	米谷 秀子	(一社) 日本建設業連合会 環境委員会建築副産物部会長

(五十音順、敬称略。なお所属等は平成26年度時点。)

表一 2 「建設リサイクル推進計画2014」策定スケジュール

平成26年 3月27日	国土交通省「平成24年度建設副産物実態調査結果」公表
平成26年 4月 8日	建設リサイクル推進施策検討小委員会 第8回合同会議 (これまでの取組と現状等報告、今後の建設リサイクル推進の方向性の審議)
平成26年 5月26日	建設リサイクル推進施策検討小委員会 第9回合同会議 (建設リサイクル推進に係る方策(とりまとめ案)の審議)
平成26年 6月16日	「建設リサイクル推進に係る方策(とりまとめ案)」意見募集開始(7月4日まで)
平成26年 7月29日	建設リサイクル推進施策検討小委員会 第10回合同会議 (建設リサイクル推進に係る方策のとりまとめ審議)
平成26年 8月13日	建設リサイクル推進施策検討小委員会提言「建設リサイクル推進に係る方策」公表
平成26年 9月 1日	国土交通省「建設リサイクル推進計画2014」公表

平成30年度までの5カ年としている。

本計画は、社会資本整備審議会環境部会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会の下に設置されている有識者委員会である「建設リサイクル推進施策検討小委員会」(委員構成は表一 1 参照)に提言いただいた「建設リサイクル推進に係る方策」⁴⁾を受けて策定・公表したものである。

同方策は、平成26年 4月から7月にかけて計3回開催された小委員会において議論され、6月のパブリックコメントの結果も踏まえて取りまとめられたものであり、具体的な検討スケジュールは表一 2 のとおりである。

4. 「建設リサイクル推進計画2014」の概要について

「建設リサイクル推進計画2014」の全体構成は、「1. 本計画の位置づけ」、「2. 中期的に目指すべき方向性」、「3. 新たに取り組むべき重点施

策」、「4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策」といった構成となっているが、本稿では特に、第二章の中で設定した新たな評価指標と、第三章において新たに取り組むこととした施策の概要について紹介したい。

(1) 新たな評価指標について

中期的に目指すべき方向性を示した第二章においては、建設リサイクル全体のなかでの主要課題と品目ごとの課題を明らかにした上で、各品目の評価指標と平成30年度の目標値を設定している(表一 3)。このうち建設汚泥についてはこれまでよりも高い数値目標を設定し、建設混合廃棄物と建設発生土については新たな指標を設定している。

建設混合廃棄物のリサイクルフローは図一 3 のとおりであるが、①直接最終処分29%の再資源化施設等への搬出促進、②再資源化施設経由最終処分13%の再資源化の促進、③工事量に影響されずに適切な評価が可能な指標への切替え、の三点を

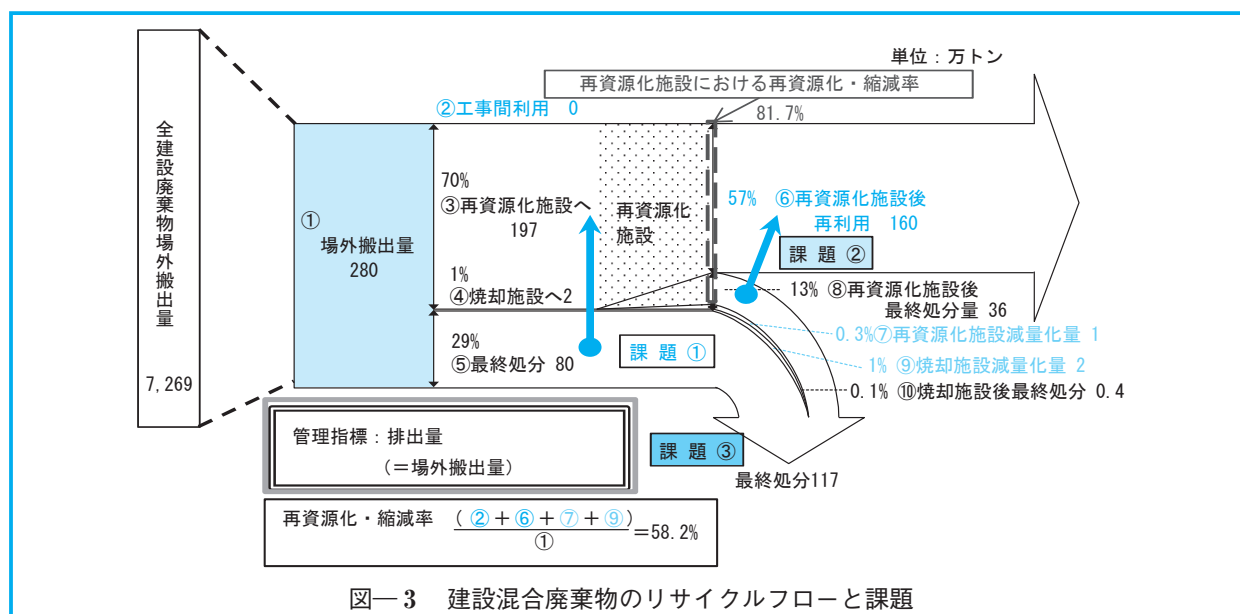
表ー3 「建設リサイクル推進計画2014」の評価指標と平成30年度目標値

対 象 品 目		平成24年度目標 (推進計画2008)	平成24年度実績	平成30年度目標	
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.5%	99%以上	再資源化率が低下しないよう 維持
コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.3%	99%以上	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	94.4%	95%以上	引き続き目標達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	82%以上	85.0%	90%以上	より高い数値目標を設定
建設混合廃棄物	排出率 ^{※1}	—	3.9%	3.5%以下	指標を排出量から建設混合廃 棄物排出率 ^{※1} と再資源化・縮 減率に変更
	再資源化・縮減率	—	58.2%	60%以上	
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	94%以上	96.0%	96%以上	より高い数値目標を設定
建設発生土	建設発生土 有効利用率 ^{※3}	—	—	80%以上	指標を利用土砂の建設発生土 利用率 ^{※2} から建設発生土有効 利用率 ^{※3} に変更

※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2：土砂利用量に対する現場内利用及び工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

※3：建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合



図ー3 建設混合廃棄物のリサイクルフローと課題

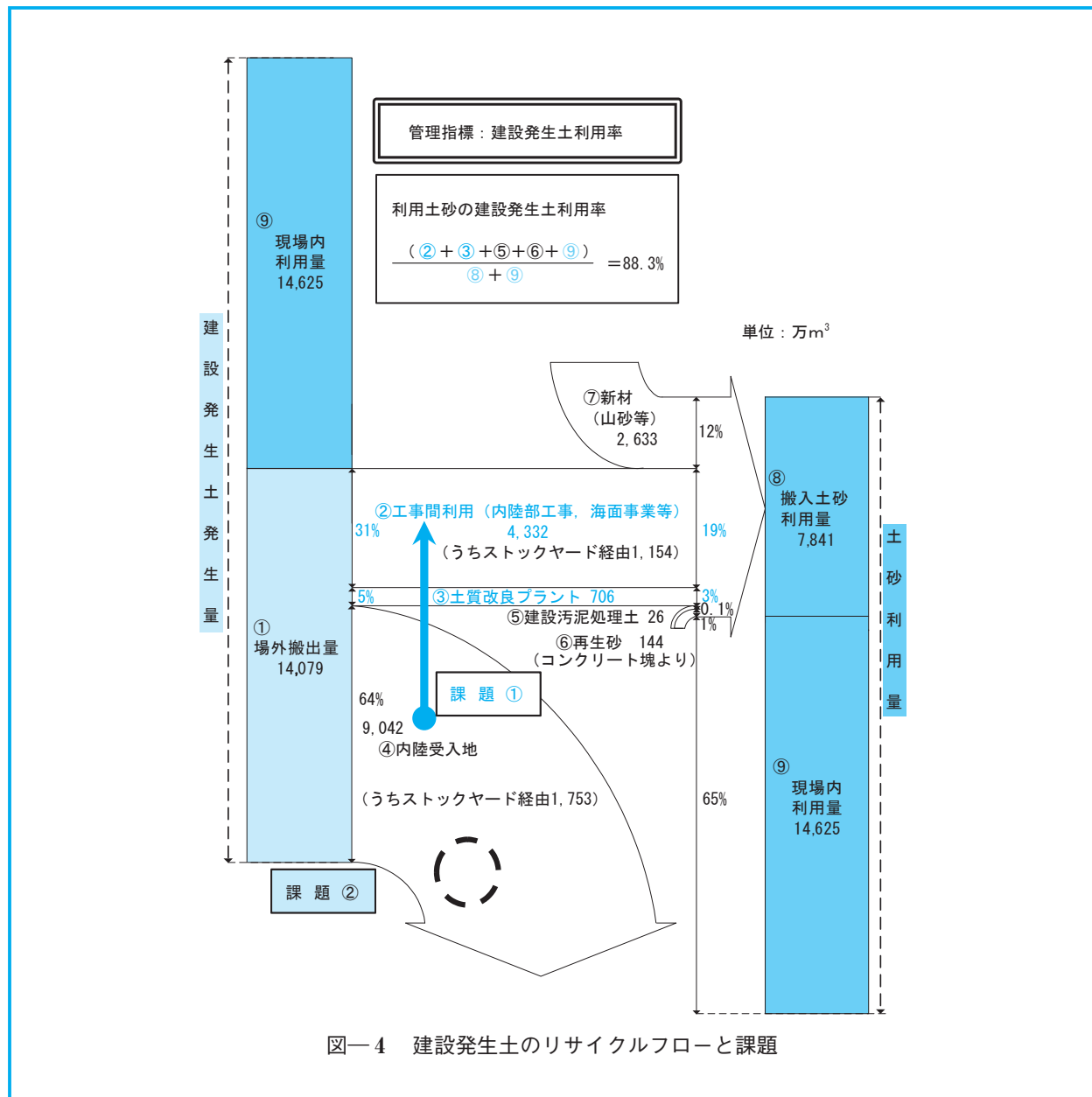
対応すべき課題として抽出している。③については、これまで指標として使用していた「排出量」が、工事量に影響される数値であったことについての課題であり、建設工事現場での分別の徹底と再資源化施設でのリサイクル率向上の双方を総合的に推進する観点から、本計画では「建設混合廃棄物排出率」と「再資源化・縮減率」の二つの指標に変更することとしている。

建設発生土のリサイクルフローは図ー4のとおりであり、対応すべき課題としては、①内陸受入地への搬出64%の工事間利用の促進、②民間一時ストックヤード等での不適切な取扱いによる公衆

災害の抑止、の二点を抽出している。そこで、建設発生土の発生抑制や現場外への排出抑制、建設工事間での更なる有効利用を促進するため、従来の「利用土砂の建設発生土利用率」から「建設発生土発生量の有効利用率」へ指標を変更するとともに、有効利用の範囲として従来の現場内利用や工事間利用だけでなく、適正に盛土された採石場跡地の復旧や農地受入等も追加している。

(2) 新たに取り組むこととした施策について

本計画では、七分野にわたって新たに取り組むべき16の重点施策を下記のとおり位置づけている。



図一 建設発生土のリサイクルフローと課題

① 建設副産物物流のモニタリング強化

- ・民間も含めた受発注者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。
- ・建設副産物の再資源化・縮減率等の状況変化を早期に確認するため、建設副産物情報交換システムの改善、データ登録の促進及び再生資源利用計画書・実施書、マニフェスト届出情報を活用することにより、データ入力者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、毎年の建設副産

物物流のモニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。

- ・地方公共団体や産業廃棄物業界等の関係者と連携し、一部の地域で滞留懸念がある再生クラッシュランについて、ストック状況等の物流を把握し、そのデータを基に必要に応じて利用徹底・拡大を推進する。

② 地域固有の課題解決の促進

- ・各地域で生じている建設副産物に係る課題を解消するため、地方公共団体と連携して関係業界と意見交換の場を設け、各建設副産物対策地方連絡協議会を中心に地域固有の課題を抽出し、民間も含めた受発注者とその解決を図る。

- ③ 他の環境政策との統合的展開への理解促進
 - ・再生利用が困難な木材の搬出先である焼却施設において、熱エネルギーの回収を促すため、地方公共団体と連携してバイオマス発電などの先進的な導入事例・効果の周知を図る。
- ④ 工事前段階における発生抑制の検討促進
 - ・個々の工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階において実施可能な建設副産物の発生抑制に資する対策を十分検討する。民間も含めた発注者や設計者に対して同様の対応を働きかける。
- ⑤ 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進
 - ・建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、建設混合廃棄物の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設への搬出の徹底を要請し、取組を推進する。
 - ・建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分内容の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請し、取組を推進する。
 - ・建設廃棄物の再資源化を推進するため、関係業界との連携の下で個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を適切に把握し、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を推進する。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。
- ⑥ 建設工事における再生資材の利用促進
 - ・建設廃棄物由来の再生資材の更なる利用促進を図るため、再生資材の利用状況に関する新たな指標（再生資材利用率など）を導入するとともに、そのモニタリング結果に基づき利用が不十分な民間も含めた受発注者への利用徹底を要請し、利用への取組を推進する。
 - ・建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）を広

- く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。
- ・資材製造者等の関係者に対して、民間も含めた受発注者が再生資材を利用しやすくなるための再生資材の品質基準やその保証方法の確立を働きかける。
- ⑦ 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化
 - ・建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。
 - ・建設発生土の内陸受入地での不適切な取扱いを抑止するため、その取扱い等に関する情報を把握するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。
 - ・建設発生土の不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害が生じないようにするための内陸受入地の選定等を努める。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。
 - ・関係者と連携して、自然由来の重金属等を含む土砂等が適正に評価された安全性について一般市民への理解促進を進める。

5. 主な施策の取組状況について

ここでは、前節で紹介した重点施策のうち、建設副産物物流のモニタリング強化と建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化の進捗状況について解説する。

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

建設業界団体や産業廃棄物業界団体と協議し、建設副産物の搬出状況を把握するために必要となる情報収集等（モニタリング）を本年4月から試行的に実施しているところである。

これまで国土交通省では、建設副産物の物流状況等の実態把握を約5年ごとの「建設副産物実態調査（建設副産物センサス）」により実施してきたところであるが、本試行ではより細やかな状況

変化を把握するために毎年度実施することとし、その精度等を検証した上で将来的には実態把握の一本化を目指す予定である。

また、情報入力者の作業負担を軽減することができるモニタリング手法の構築や、登録情報を活用した建設廃棄物関係届出書類等（例えば建設廃棄物の多量排出事業者実績報告書）の作成、建設廃棄物再資源化施設における再生品等の在庫状況を踏まえた再生品の利用促進方策についても今後検討を行っていく予定である。

(2) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

公共建設工事においては、リサイクル原則化ルールに基づき工事間での建設発生土の利用調整を実施してきたところであり、その推進を図ることが今後とも重要であるが、建設発生土の更なる有効利用を促進する観点から、官民一体となった相互の有効利用を進めるための試行的なマッチングを開始することとしている。

本試行は、実際にマッチング調整を担う民間も含めた受発注者の理解と協力が不可欠であることから、各地方建設副産物対策連絡協議会（構成員：国の地方支分部局、地方自治体、民間公益企業など）及び建設業団体（構成員：建設会社）を通じて、各構成員へ協力を求めることとしている。

本試行の結果は単年度ごとに分析・検証し、その結果を踏まえた上で本格実施に必要となる措置を今後検討することとしている。また中期的には、土砂の搬出入のタイミングを調整するための仮置き場・一時ストックヤード等の活用体制のあり方についても検討を行い、マッチングの実効性を向上させることとしている。

6. おわりに

現在、国土交通省では、建設副産物物流のモニタリング強化や建設発生土の有効利用・適正処理

の促進強化などの新たに取り組むべき重点施策をはじめとして、「建設リサイクル推進計画2014」に位置づけた各種施策の具体化を順次進めているところである。

また、本計画は国や地方公共団体だけではなく民間事業者（建設業者、産業廃棄物業者、資材製造者、コンサルタント業者他）も含めた建設リサイクルの関係者が、今後中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的としていることから、様々な場面や機会を通じて、本計画の策定背景や経緯、趣旨等について説明・普及に努めてきたところである。

建設リサイクルについては、これまでの二十年近い活動の結果、一定の成果を得てきたところであるが、社会全体として継続的な対応が必要である。関係者の皆様にはこれまでと同様、引き続きのご協力を頂けますことを切に願う次第である。

謝辞：

「建設リサイクル推進計画2014」の策定にあたり、嘉門雅史委員長をはじめ、建設リサイクル推進施策検討小委員会委員の皆様より多大なるご尽力・ご協力賜りましたこと、ここに記して謝意を表します。

【参考文献】

- 1) 国土交通省記者発表資料「平成24年度建設副産物実態調査結果について」、http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000058.html, 2014.3.
- 2) 国土交通省総合政策局事業総括調整官室：「建設リサイクル推進計画2008」の策定について、建設リサイクル、Vol.44, P.4～9, 2008.
- 3) 国土交通省記者発表資料「建設リサイクル推進計画2014」の策定について、http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000072.html, 2014.9.
- 4) 国土交通省記者発表資料「社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会「建設リサイクル推進に係る方策」の公表について」、http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000070.html, 2014.8.